

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：アフリカ地域（広域）Food Basket 構想に基づく強靱な食料システムの構築の実現に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : アフリカ地域 (広域) Food Basket 構想に基づく強靱な食料システムの構築の実現に向けた情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 24a01079

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 3 月 19 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）Food Basket 構想に基づく強靱な食料システムの構築の実現に向けた情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月26日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月31日まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年4月4日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年4月17日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/4UixfULNG8>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

- 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果

通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

1990年代後半以降、アフリカではコメ需要が急激に増大し、輸入が増加し続けている。さらに、2007～2008年にかけて起こった世界的な穀物価格の上昇では、貧困層を中心に食料不安が引き起こされ、緊急的な対策とともに中長期的な生産拡大の必要性が再確認された。また、コメは、アフリカにおける主要消費穀物のうち唯一域内生産拡大のポテンシャルが高いものであるため、これに焦点を当てて国際的な支援を結集させることは極めて効果的であり、中長期的な食料問題の改善とともに、農村地域の振興と貧困削減にも資するものであると認識された。このような状況を踏まえ、JICAは「アフリカ緑の革命のための同盟（Alliance for Green Revolution in Africa: AGRA）」と共同で、2008年5月、TICAD IVの場において「アフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for African Rice Development. 以下「CARD」という。）を発表した。CARDは、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略であると同時に、関心あるコメ生産国と連携して活動することを目的としたドナーによる協議グループとして開始され、当初の目標である2018年までの10年間で年間生産量1,400万トンから2,800万トンへの増加を達成した。しかし、アフリカにおける人口増加や所得向上に伴うコメ食の広がりを受けた、コメの需要増加に対応するため、2019年に横浜で開催されたTICAD7にて、2030年までにさらなるコメ生産量の倍増（2800万トンから5600万トン）を目標としたCARDフェーズ2が新たに発足した。CARDフェーズ2では対象国が23カ国から32カ国に広がったほか、地域ごとの共通課題を解決するため、アフリカの地域経済共同体（Regional Economic Communities. 以下、「RECs」という。）単位での地域稲作開発戦略（Regional Rice Development Strategy）を策定し、稲作開発を進めている。かかる状況下、東アフリカ共同体（East African Community. 以下、「EAC」という。）はCARDの支援を受

け、EACの稲作開発戦略である東アフリカ共同体稲作開発戦略（EAC Rice Development Strategy。以下、「ERDS」という。）を他のEACに先駆けて策定した。他方、アフリカ連合（以下、「AU」という。）は、2003年にアフリカ各国首脳によって、農業分野への投資を促進するためのイニシアチブ「包括的アフリカ農業開発プログラム（Comprehensive Africa Agricultural Development Plan。以下「CAADP」という。）」を承認し、農業・農村開発、貧困削減、栄養改善、食料安全保障の推進に取り組んできた。2025年1月11日にウガンダのカンパラにおいてAU特別サミットが開催され、次の10年に向けた新たな戦略文書「CAADP戦略・行動計画2026-2035（アフリカにおける強靱な農業食糧システム²の構築）」および「カンパラ宣言」が採択された。カンパラ宣言では、アフリカの農業がアフリカに裨益することを重視しており、アフリカ大陸全体で農業生産の45%増加、ポストハーベストロスの50%削減、農産物の域内貿易を3倍にすることなどを目標に掲げ、域内貿易の活性化・自由化やアフリカ大陸全体の自給率向上を目指すとしている。この達成には、各国での取り組みのみならず、アフリカ域内での地域的な協力・取組の強化が不可欠である。加えて、EACの拠点があるタンザニアは2020年時点でコメの自給率が224%となっており、近隣国等に対して輸出を行っており、カンパラ宣言の目標達成のためにも重要な国となっている。

以上の背景から、本調査ではタンザニアが属するEAC域内のコメ流通の現状と課題を把握するとともに、域内のコメ流通の効率化や関連産業育成の支援の案件形成のための情報・確認を行う。

第2条 調査の目的と範囲

受注者は、「第3条 調査実施の留意事項」に配慮しつつ、「第4条 調査の内容」に示す業務を行い、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

第3条 調査実施の留意事項

（1）全体方針

本調査では、カンパラ宣言の「持続可能な食料生産、農業工業化、貿易の強化へのコミットメント」で規定されている行動計画のうち「地域バリューチェーン、ポストハーベスト・インフラ、フードバスケット、貿易回廊に投資し、地域協力を強化し、アフリカ連合加盟国全体の食料・栄養安全保障を改善するために貿易を拡大する」を実現する方策を検討するものである。本調査ではEACのコメ

² 同戦略文書では、農業食糧システムを、食品および農産物の生産、加工、流通、消費、廃棄に関与するすべての活動、プロセス、および関係者のネットワークを包含すると定義している。

を対象に、コメの域内バリューチェーンを概観し、コメの域内流通を阻害しているボトルネックを特定したうえで、域内バリューチェーンのあり方やポテンシャルを検討するとともに、EAC事務局の果たすべき役割やERDSの改善・推進の方向性、EAC域内のコメ流通効率化や域外からの輸入米に対する競争力を高めるための施策を検討する。加えて、それらに対するJICAとしての支援案を提案する。

(2) 調査手法及び調査対象

本調査は、公開情報や既存研究・調査のレビューに加え、現地調査を実施する。調査対象地域はEAC加盟国（コンゴ民主共和国、ソマリア、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、南スーダン、ウガンダ、タンザニア）全体とするが、現地調査はタンザニアを中心に、加えて、タンザニア米が輸出されているケニア、ルワンダ、ウガンダを対象国とする³。

(3) EAC加盟国各国のコメ流通にかかる政策と課題

各国の政府機関や農業関連機関が発行した政策文書、FAOやWFP、EACなどの国際機関が提供するデータを収集し、各国のコメ流通にかかる政策及びその実施状況を確認のうえ、コメ流通の効率化にかかる課題を特定する。

また、EAC加盟国内外で成功しているコメ流通政策の事例を分析し、EAC加盟各国で効果的な施策を検討する。

(4) アフリカ大陸自由貿易圏（African Continental Free Trade Area : AfCFTA）のEAC域内コメ流通に与える影響の把握

AfCFTAの構想は、アフリカの域内で関税を撤廃し、貿易ルールを共通化することで、アフリカの経済発展と世界における競争力強化につなげることを目指すものである。人の移動と投資の自由化を伴う、物品とサービスのアフリカ大陸での単一市場の実現に向け、AUが主導して取り組んできている。アフリカによる貿易は、輸出入ともに、世界の他の地域と比較して域内比率が低い状況にある。域内関税を引き下げること等により、域内貿易比率が高まり、域内バリューチェーンの構築につながることを期待されている。2022年7月より、特定の市場・品目の取引についてAfCFTAにおけるルールを適用するパイロットフェーズが開始しており、本調査の対象国であるタンザニア、ケニア、ルワンダもパイロットフェーズに参加している。

³ 現地調査では、コメのセグメンテーション分析（下記（5））、EAC域内でのコメ流通効率化に関する調査（下記（7））、ERDSの進捗確認（下記（8））など、複数の分析や調査が必要と想定されます。それぞれの国の現地調査で確認すべき具体的なポイント、調査方法について、プロポーザルで提案してください。

本調査では、EAC 域内でのコメにかかる AfCFTA の実施状況を確認するとともに、AfCFTA の推進による EAC 域内のコメの生産者及び流通業者、コメ生産に不可欠な要素である肥料、種子、農業機械などに与える正負の影響を分析する。また、貿易拡大に伴う必要な物流インフラの整備についても整理する。

(5) コメのセグメンテーション分析

EAC 各国及び域内のコメのセグメントの決定要因を整理したうえで、消費者サイド及び供給サイド双方からセグメンテーション分析を行う。また、セグメント別にバリューチェーン（生産から流通、販売までの各工程、サプライヤー等のプレイヤー、コメ製品等）を調査・分析する。特に、EAC 域外からの輸入米（インド・パキスタンなど）とその他のセグメントとの競争状況を整理する。セグメンテーションの結果は配付資料の「ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（マーケティング）専門家業務完了報告書（2022 年 12 月）」等を参照しつつ、アウトプットのイメージはプロポーザルにて提案すること。

(6) EAC 各国及び域内の市場の現状と将来予測

セグメンテーション分析等を通じて EAC 各国及び域内の市場の現状把握だけでなく、EAC 域外からの輸入米（インド、パキスタンなど）の生産量や輸入量などのトレンドを踏まえた将来予測を行い、今後の市場成長の可能性やリスクを評価する。特に、人口増加や都市化が進む中で、コメ消費量がどのように変化するか、また新たな市場機会がどこに存在するかを予測する。

(7) EAC 域内でのコメ流通効率化

EAC 域内でのコメ流通の効率化について、以下の観点等からの情報収集を行う。

①標準化・規格：EAC 域内での品質基準等の統一された規格の有無や、標準化、規格化がどの程度進んでいるかを評価する。またそれが実際にどのように運用されているかを把握する。標準化・規格については、コメの品質だけでなく、生産に不可欠な種子・肥料・農薬・農業機械・収穫後処理設備などを分析対象に含める。特に、種子については EAC 域内で登録された種子の域内での利用促進にかかる現行制度（Seed without Border 等）とその運用状況を確認する。

②関税：関税政策がコメ流通に及ぼす影響を調査し、関税が国内市場に及ぼす影響や、EAC 域外からの輸入米の競争力をどう左右しているのかを確認する。

③国境管理・輸出入手続き：国境管理・輸出入手続きを把握し、手続きの煩雑さや遅延の原因、これが流通に与える影響を分析する。

④物流インフラ：物流インフラの整備状況を分析し、交通網や倉庫施設の不足がコメの流通に与える影響を評価する。なお、物流インフラについては、JICA社会基盤部がタンザニアにおける全国総合運輸マスタープラン改訂にかかる開発調査型技術協力を2026年6月頃より開始予定であるため、同関係者とも意見交換のうえ、本調査に反映する。

(8) ERDSの進捗状況の確認（ERDSで整理されたSubsector Intervention Element Matrix (SIEM)のアップデート含む）

ERDS (East African Rice Development Strategy) の進捗状況を整理するため、SIEMに基づいて、各サブセクターの介入状況を評価する。SIEMには、コメ生産、流通、加工、貿易などサブセクターごとの介入戦略が含まれており、これらの進捗を確認し、評価する。具体的には、現地の進捗報告書やステークホルダーからのフィードバック、過去のデータや収集した情報を基に、サブセクターごとの達成度を確認する。また、介入策の有効性を検証し、必要に応じて改善策を提案する。

(9) コメセクターの支援におけるステークホルダーのEAC域内での支援とそれぞれの課題

EAC域内でコメセクターの支援に関わるステークホルダー（ドナー機関、NGO等）の活動を調査し、それぞれが直面している課題を把握する。具体的には、各ステークホルダーが行っている支援内容及び課題の把握に加え、ステークホルダー間の活動の調整方法、調整状況を確認し、支援の重複やギャップが存在する場合はその解消策を提案する。

(10) EAC域内のコメに関連した産業の課題の特定・分析とビジネスチャンスの検討⁴

EAC域内でのコメ生産・流通拡大に資する産業として、具体的には肥料、種子等の投入材、仲介取引（ICT含む）や輸送、保管、通関等の貿易・物流産業、収穫後処理等の加工、農業機械・収穫後処理機械等の製造関連産業が想定される。これら産業のEAC域内における市場の現状把握と分析を行う。本調査では貿易・物流産業を重点的な調査対象とするが、域内産業の育成とビジネス開発の観点からその他の関連産業についても概要・課題の把握とビジネスポテンシャルの検討を行うとともに、民間企業によるグッドプラクティスを抽出する。特に各国が重視する地場の中小企業の競争力の強化や女性・若者の雇用創出の観点から重要と見られる事項については重点的に調査、分析を行う。

⁴ EAC域内のコメに関連した産業の課題の特定・分析とビジネスチャンスの検討方法について具体的な調査方法をプロポーザルでご提案下さい。

(1.1) JICA 技術協力・資金協力等の検討⁵

EAC 域内の米流通効率化に向けた課題解決策を基に、EAC 事務局やその他関係機関等に対する JICA による技術協力・資金協力等の具体的な支援策を検討する。まず、EAC 域内における既存の稲作関連 JICA 事業を整理した上で、本調査で明確化されたセグメントやバリューチェーンのアクターごとの課題をもとに、ERDS の実施促進をすべく、JICA としての支援策を具体化し、実行可能な協力案をまとめる。また、JICA 経済開発部以外の部署や他ドナー等が実施している協力等も踏まえたうえで検討する。協力案の検討にあたっては JICA の関係者と密に意見交換を行い、案件概要表レベルの協力案を提示する。検討した協力案は事業規模やタイムラインも考慮のうえ、優先順位を整理する。

なお、とりまとめ結果はあくまでも予備的検討であり、EAC 及びその関係者に本調査結果がそのまま JICA の案件形成につながるとの誤解を与えないよう留意する。

(1.2) アウトカム及び指標の設定

本調査を通じて検討したビジネスチャンスや JICA による支援策をもとに、カンパ宣言にアラインするアウトカム指標を設定⁶する。具体的には以下の2点を想定している。数値目標を示す際にその計算根拠も具体的に示す。

- ① コメ流通の効率化による貿易競争力の向上にかかる指標（例：域外輸入米の割合 10%以上削減、EAC 域内自給率 10%以上向上等）
- ② 食料システムの強靱化を通じた雇用創出にかかる指標（例：女性・若者の雇用創出数等）

また、サブサハラアフリカ全体でのアウトカム推論をする。その推論の計算根拠も具体的に示す。

(1.3) TICAD9 及び CARD 総会での本調査結果の活用

本調査の進捗（上記の2つのアウトカム指標の検討・設定含む）については、TICAD9 の JICA によるサイドイベントにおいて発表をする予定である。TICAD9 は 2025 年 8 月 20 日から 22 日に横浜で開催予定であり、その期間に本調査に関連するサイドイベントの開催を想定している。また、CARD 総会は 2025 年 10 月末にマダガスカルで開催予定であり、CARD 加盟国、RECs（EAC 含む）、ドナー等の関係者が参加予定。

⁵ JICA 技術協力・資金協力等の検討方法について具体的な方法をプロポーザルでご提案下さい。

⁶ アウトカム及び指標の設定方法について具体的な方法をプロポーザルでご提案下さい。また、現時点で追加すべきと考えられる指標案もプロポーザルで提案してください。

(14) 調査内容に関する関係者の紹介

本調査は、より効率的に進めるため、主管部が必要に応じて JICA 関連部署やプロジェクト専門家、EAC 事務局コメ担当、EAC 各国 CARD フォーカルポイントへの聞き取り調査の調整など、支援を行うことを想定している。また、ケニアの本調査内容・事情に詳しいケニア国非営利民間団体の紹介も可能である。

(15) EAC 事務局コメ担当および EAC 各国 CARD フォーカルポイントへの聞き取り

本調査で、EAC 事務局コメ担当者（1名）および EAC 各国の CARD フォーカルポイント（8名）への聞き取り調査を実施する。オンラインでのインタビューも可能とし、特に EAC 事務局コメ担当者および現地調査を予定しているタンザニア、ケニア、ウガンダ、ルワンダの CARD フォーカルポイントについては、インセプションレポート提出前に聞き取り調査を実施する。それ以外のフォーカルポイントについても、速やかに聞き取り調査を実施する。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえ、本調査の背景及び目的を十分把握のうえ、以下の調査活動を行う。

(1) 業務計画書の作成

業務計画書の作成を行い、JICA へ提出・説明のうえ了承を得る。

(2) 現状整理及びインセプションレポートの作成

公開情報や既存資料のレビューや、JICA他部門や現地プロジェクト専門家・事務所担当者等とも対面・オンラインにてヒアリングを行い、調査の方向性や現地調査の項目を精査のうえ、基本方針、項目、内容、実施体制、スケジュールを検討し、インセプションレポートを作成し、JICA に対し説明し協議する。

(3) 第1次現地調査計画書の作成

インセプションレポートにかかる JICA との協議結果を反映のうえ、第1次現地調査計画書を作成し、JICA に対し説明し協議する。

(4) 第1次現地調査（2025年7月頃を想定）

インセプションレポート及び第1次現地調査計画書にかかる JICA との協議結果も踏まえ、現地調査を行う。第1次現地調査の結果は、JICA 経済開発部及び各現地事務所に報告をする。

(5) 第1次現地調査のまとめ 及び TICAD9 サイドイベントにかかる発表資料の作成（2025年7月末～8月上旬を想定）

第1次調査の内容を第1次現地調査報告書にとりまとめ、JICAへの報告、協議を行う。JICAとの協議結果を踏まえ、TICAD9サイドイベントにかかる資料をドラフトのうえ、JICAに提出する。

(6) 第2次現地調査計画書の作成

第1次調査結果に対するJICAからのフィードバック及びTICAD9サイドイベントにおける本調査にかかるコメント等を踏まえ第2次現地調査計画書を作成し、JICAへの説明、協議を行う。

(7) 第2次現地調査(2025年9月頃)

第2次現地調査計画書にかかるJICAと協議結果も踏まえ、現地調査を行う。第2次現地調査の結果は、JICA経済開発部及び各現地事務所に報告をする。

(8) 第2次調査結果のとりまとめ及びCARD総会に係る発表資料の作成(2025年10月上旬～中旬)

第2次調査の内容を第2次現地調査報告書にとりまとめ、JICAへの報告、協議を行う。JICAとの協議結果を踏まえ、CARD総会にかかる資料をドラフトのうえ、JICAに提出する。

(9) ドラフト・ファイナルレポートの作成

調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取りまとめ、その内容についてJICA及びその他関係者と協議を行う。

(10) ファイナルレポートの作成

上記ドラフト・ファイナルレポートにかかるJICA及び他関係者との協議結果を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下(1)成果品・報告書等リストのとおり。このうち8)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期限末日とする。

(1) 成果品・報告書等リスト

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数および形式
1)	業務計画書	契約後10日営業日以内	和文および英文PDF版を電子メールにて提出(各1部)
2)	インセプションレポート	契約後1カ月以内(例:2025年5	和文および英文。

		月15日契約開始の場合、2025年6月15日まで)	PDF版及び編集可能なフォーマット (Microsoft Word、Excel、Power Pointを想定) を電子メールにて提出 (各1部)
3)	第1次現地調査計画書	2025年6月末	和文および英文、PDF版を電子メールにて提出 (各1部)
4)	第1次現地調査報告書及びTICAD9に発表に係るパワーポイント資料 (本調査内容、アウトカム、アウトカム指標を含む)、広報素材	2025年7月末頃に案を提出。JICA確認後、最終版を8月上旬に提出	和文および英文。 PDF版及び編集可能なフォーマット (Microsoft Word、Excel、Power Pointを想定) を電子メールにて提出 (各1部)
5)	第2次現地調査計画書	2025年8月下旬	和文および英文、PDF版を電子メールにて提出 (各1部)
6)	第2次現地調査報告書及びCARD総会発表資料に係るパワーポイント資料、広報素材	2025年10月上旬に案を提出。JICA確認後、最終版を10月15日までに提出	和文および英文PDF版及び編集可能なフォーマット (Microsoft Word、Excel、Power Pointを想定) を電子メールにて提出 (各1部)
7)	ドラフト・ファイナルレポートおよび調査結果を要約したパワーポイント資料 (日・英)	2026年1月上旬	和文および英文。 編集可能なフォーマット (Microsoft Word、Excel、Power Pointを想定) を電子メールで提出。
8)	ファイナルレポートおよび調査結果を要約したパワーポイント資料 (日・英)	履行期限末日	和文(4部)および英文(4部)。 PDF版 (CD-Rで両言語を1枚にしたもので、3部) 及び編集可能なフォーマット (Microsoft Word、Excel、Power Pointを想定) を電子メールで提出。パワーポイント資料 (日・英) だけは電子データで提出。

(2) 報告書作成にあたっての留意事項

各報告書及び提出物は、内容を的確かつ簡潔に記述する。ファイナルレポート以外の報告書は電子データによりご提出ください。紙質等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に準拠する。

レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。

(3) 面談録

ファイナルレポートの ANNEX として現地調査の面談録も添付する。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料、実証事業サイトの写真・動画及びデータは項目別に整理しリストを付した上で、ファイナルレポートとともに提出する。

なお、写真・動画については JICA の広報利用を目的に肖像権に関して確認済みのものとする。

(5) ファイナルレポート目次案

ファイナルレポートの目次案は以下を想定しているが、ドラフトの段階で JICA と意見交換・事前確認をする。

第 1 章 EAC 加盟国・EAC・AfCFTA におけるコメ流通政策および制度

1.1 EAC 加盟国各国のコメ流通政策

1.2 EAC 内でのコメ流通に関連する制度

1.3 AfCFTA が EAC 域内およびサブサハラアフリカのコメ流通に与える影響

1.4 関税制度と EAC 域内・域外貿易への影響

第 2 章 タンザニアおよび周辺国のコメ流通実態と課題

2.1 タンザニア国内のコメ生産・流通状況

2.2 周辺国（ケニア、ウガンダ、ルワンダなど）のコメ生産・流通実態

2.3 国境での物流・税関手続きの課題と実態

2.4 各国間の貿易・流通の障壁

第 3 章 EAC 域内のコメバリューチェーンと市場分析

3.1 コメ流通の現状とバリューチェーンの構造

- 3.2 EAC 域内のコメ市場セグメント（ブランド米、高級米、低価格帯米など）
- 3.3 EAC 域内と域外のコメの価格動向と競争力分析
- 3.4 輸入米の流入状況と関税制度の影響
- 3.5 EAC 市場の将来予測（生産・消費・貿易動向）
- 第4章 ERDS の進捗状況と SIEM の評価
 - 4.1 ERDS の進捗状況と実施成果
 - 4.2 SIEM (Subsector Intervention Element Matrix) のアップデートとその重要性
 - 4.3 各施策の実施状況と改善点
- 第5章 EAC 域内のステークホルダーと支援活動の現状
 - 5.1 他開発パートナー（国際機関、NGO、二国間援助等）の活動状況
 - 5.2 それぞれの課題と実施されているプログラムの評価
 - 5.3 協力関係と課題解決に向けた連携の可能性
- 第6章 EAC 域内のコメ流通効率化の課題とボトルネックの特定
 - 6.1 コメ流通の効率化に向けた主要課題の整理
 - 6.2 流通経路におけるボトルネックの特定（物流インフラ、標準化・規格設定など）
 - 6.3 国境手続きや関税政策の影響と貿易障壁
 - 6.4 関税の変遷と各国政策の違いによる影響
 - 6.5 課題解決に向けた具体的施策の提言（ERDS にアラインした内容）
 - 6.6 政策・制度の改善提案
- 第7章 コメ流通におけるビジネスチャンスと市場機会
 - 7.1 EAC 域内米産業に関連したビジネスチャンスの特定
 - 7.2 肥料・農業資材市場のポテンシャル分析
 - 7.3 女性・若者の雇用創出を促進するバリューチェーン強化策
 - 7.4 中小企業の競争力強化策
- 第8章 強靱な食料システムの構築とアウトカム指標
 - 8.1 EAC における強靱な食料システムの概念と必要性
 - 8.2 コメ流通の効率化による貿易競争力の向上指標
 - 8.3 女性・若者の雇用創出を含む社会的アウトカム指標の検討

8.4 指標に基づいた政策・プロジェクトの提言

第9章 JICA 技術協力および資金協力の検討

9.1 EAC 域内のコメ流通効率化に資する JICA の協力支援の検討 (ERDS にアラインした支援)

9.2 JICA の技術協力・資金協力等の可能性と具体策

9.3 他ドナーとの協調による効果的な支援モデル

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	タンザニア、ケニア、ルワンダ、ウガンダの現地調査で確認すべき具体的なポイント	第3条 調査実施の留意事項(2)・(5)・(7)・(8)
2	EAC域内のコメに関連した産業の課題の特定・分析とビジネスチャンスの検討に関する具体的な調査方法	第3条 調査実施の留意事項(10)
3	JICA技術協力・資金協力等の検討にあたり、具体的な検討方法や留意すべき事項	第3条 調査実施の留意事項(11)
4	アウトカム及び指標の設定の具体的な方法並びに現時点で追加すべきと考えられる指標案	第3条 調査実施の留意事項(12)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：農作物流通、コメバリューチェーン、農業・中小零細企業関連の民間セクター開発、農業等にかかる各種業務。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：サブサハラアフリカ地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 10.13 人月

2) 渡航回数を目途 延べ6回

なお、1渡航で、タンザニア、ケニア、ルワンダをまわる想定です。また、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本業務では現地再委託を想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（マーケティング）専門家業務完了報告書 2022年12月独立行政法人国際協力機構（JICA）金子 万里子 有限会社 アイエムジー
- ガーナ国稲作生産性向上プロジェクト（マーケティング）業務完了報告書 2023年10月 IMG Inc. 金子万里子
- RICE VALUE CHAIN ANALYSIS IN RWANDA 2024年12月 TechScientia Consultancy Limited

2) 公開資料

- アフリカ地域 CARD 対象国コメ流通等に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

https://openjicareport.jica.go.jp/841/841/841_400_12359139.html

- タンザニア国 コメ振興及び普及・研修システム強化に向けた情報収集・確認調査最終報告書（2023年6月）

https://openjicareport.jica.go.jp/841/841/841_416_12383667.html

- タンザニア国 コメ・バリューチェーン向上のための光選別機導入にかかる案件化調査 業務完了報告書（2023年10月）

https://openjicareport.jica.go.jp/810/810/810_416_1000051209.html

- アフリカアフリカ地域 アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）協定の運用に向けた現状と課題に関する情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2021年12月）

https://openjicareport.jica.go.jp/298/298/298_500_12367215.html

- CARD ホームページ

<https://riceforafrica.net/>

- CARD EAC 及び ERDS

<https://riceforafrica.net/recs/eac/>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所、ケニア事務所、ルワンダ事務所、ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお

願います。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件についてはプレゼンテーションは実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

57,985,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）**上限額を超える別提案に関する経費**
- ３）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（４）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

- １） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)